

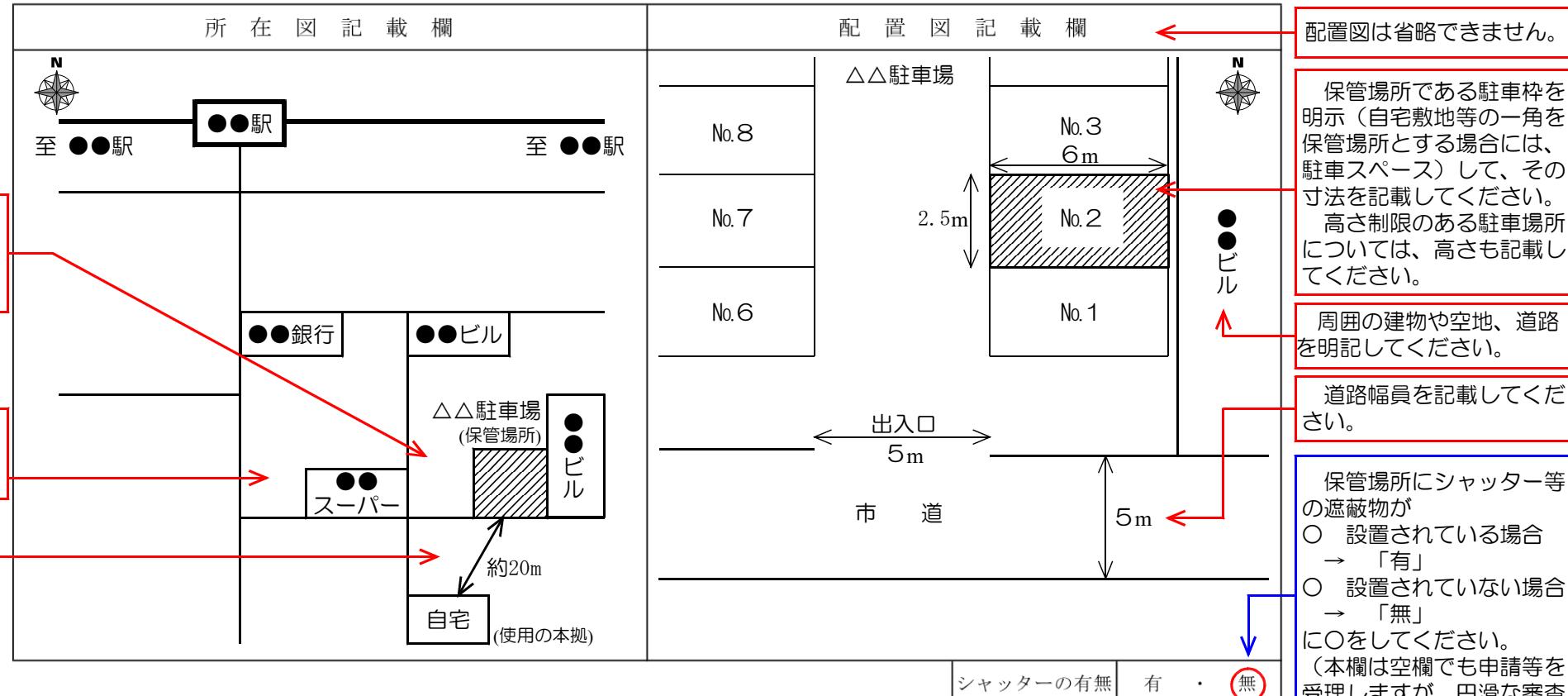
保管場所の所在図・配置図記載例

- 備考1の場合には、所在図を省略できます。
- 備考3のとおり、既存の地図の写し（当該地図の著作権に注意してください。）を用いて作成しても構いません。

- 同じ駐車場の駐車枠1番～3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行う

といった、同一の保管場所に複数台の車両の申請・届出を同時に行う場合には、所在図・配置図は1通の提出で足ります。

保管場所の所在図・配置図



- 備考 1 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。
- 所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。
- 所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。
- 配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあってはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあってはその幅員を明記してください。

使用の本拠の位置と保管場所の位置を直線で結び、その間の距離を記載してください。
なお使用の本拠の位置と保管場所の位置は、2kmを超えてはいけません。

配置図は省略できません。

保管場所である駐車枠を明示（自宅敷地等の一角を保管場所とする場合には、駐車スペース）して、その寸法を記載してください。
高さ制限のある駐車場所については、高さも記載してください。

周囲の建物や空地、道路を明記してください。

道路幅員を記載してください。

保管場所にシャッター等の遮蔽物が

- 設置されている場合 → 「有」
- 設置されていない場合 → 「無」

 に○をしてください。
 (本欄は空欄でも申請等を受理しますが、円滑な審査のため、記載に御協力ください。)

- 所在図及び配置図欄を「別紙のとおり」とし、別紙に記載して頂いても構いません。
- 消せるボールペンや鉛筆等は使用しないでください。
また修正液や修正テープを使用した訂正は行わないでください。